

## 大森第4団地自治会・送迎利用のお約束

- 1) この取り組みは、仮設大森団地の住民同士の自発的な助け合いを基本としています。運転者への思いやりと気遣いを忘れずにご利用ください。
- 2) この取り組みは、団地内の移動困難者の助け合い及び交流の促進を目的に行っております。目的に合致しない送迎は行いません。
- 3) 利用を希望する場合は事前の予約が必要となります。
- 4) 利用中に万が一事故が起きた場合は加入している自動車保険の補償限度額の範囲で補償します。ただし、保険契約の免責事項に該当する事故の場合や補償額を超えたものは利用者の負担となります。※別紙参照
- 5) 対物賠償責任保険、車両保険を使用する際の自己負担額5万円は利用者の負担となります。運転者は負担しません。
- 6) 運転手はプロの送迎ドライバーではなく善意の市民であり、万が一の事故やその他トラブルが起こった場合も、運転者、自治会、日本カーシェアリング協会に責任を追及しないでください。
- 7) 運行中又は運行後に、同乗者の病状等急変が生じても、運転者、自治会、日本カーシェアリング協会に責任を追及しないでください。
- 8) 車内は禁煙です。ゴミは持ち帰る等車内美化にご協力お願いします。
- 9) 活動維持のためカンパへご協力お願いします。テストで実施し自治会内で協議した結果、活動維持には最低でも10km500円のご協力が必要だと考えております。
- 10) この取り組みを継続的且つスムーズに推進するために、自治会と日本カーシェアリング協会との協議の上、必要に応じてシステムを変更します。尚、必要経費が賄えない場合は、取り組みを終了する場合がございます。
- 11) 予約していた時間を20分経過しても利用者が現れない場合、予約をキャンセルしたものとみなします。
- 12) 運転者の負担を考慮して、基本的には片道みの送迎とします。運転者の同意の元、往復の送迎を受ける場合は、待ち時間等の運転者の負担について十分お気遣いくださいますようお願いいたします。
- 13) この「大森第4団地自治会・送迎利用のお約束」の内容に記載のないことが生じた場合には、双方が誠意をもって協議することとします。

以上の内容に同意します。

年 月 日

署名(本人)

Ⓜ

署名(家族)

Ⓜ

※家族の方の署名が難しい場合は理由を明記して下さい。